

第6回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年2月18日
告示番号	第2号
会議年月日	令和4年2月25日
会議の場所	一関市役所川崎支所
出席委員	別紙のとおり
欠席委員	別紙のとおり
	会議に出席した職
	事務局長 小野寺 英 幸
	局長補佐 藤 原 弘 子
	局長補佐 佐 藤 正 浩
	主 査 千 葉 久 和
本日の案件	第6回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻	午後1時35分

議	長	<p>本日の出席委員は21名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第6回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、2番 佐藤 圭一 委員、9番 畠山 信吾 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に12番 藤原 美喜男 委員、13番 佐藤 和威治 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、藤原補佐、千葉主査を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第11号 農政専門委員会の報告について」を上程いたします。</p> <p>一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告をお願いします。</p>

農政専門委員長

それでは、私の方から報告させていただきます。

第2回農政専門委員会の報告です。

開催日時は令和4年2月8日、午後1時半からということです。

開催場所は川崎地域支所の2階会議室でございます。

出席者は私のほか農政専門委員の方々9名、欠席の方は2名ということでございます。

事務局につきましては、小野寺事務局長、それから藤原局長補佐が出席されております。

協議内容でございます。

まず1つ目には、令和4年度農作業標準賃金についてでございます。

事務局で原案を作成した上で、2月4日に農作業標準賃金審議会を開催し、そこでの審議による調整を経て農政専門委員会で協議したところでございます。

1つ目には、人力の部についてでございます。

人力作業及びオペレーターの標準賃金、令和4年度人力作業賃金については、岩手県の最低賃金が前年比3.5%上昇し、6,568円となったこと、また、近隣7市町の比較で一関市は上から5番目であることから、前年比3.5%アップ、6,700円から6,900円に引き上げ、オペレーター賃金については3年度同額の据え置きという事務局の提案に対し、審議会では特に意見がなく承認されました。

委員会においても同様に承認されたところでございます。

箱の中には令和3年度、4年度の比較が出ておりますのでご覧ください。

それから、機械の部についてでございます。

機械作業の標準賃金、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、2年度に続き米価がさらに下落し農産物価格も低迷するなど、多くの産業で経済活動が停滞しており、令和4年度も景気回復は不透明な状況であることから、3年度と同額の据え置きという事務局の提案に対し、審議会では受託者側の委員から、機械の価格や燃料費が上がっているの値上げしないと農業経営が成り立たないという意見があり、委託者側の委員からは、米の値段が下がっている時に上げるのはおかしいという意見があつてまとまらず、最終的に受託者側の委員から一律3%値上げという提案が

あり、採決したところ、賛成2票で値上げ案は否決され、据え置きと決定したところでございます。

委員会では、機械や燃料の値上がりは受託農家の経営を圧迫しており、ずっと据え置きが続くと経営が維持できなくなるとの意見もございましたが、米の値段が下落している現状から、委託農家も苦しく据え置きはやむを得ないとの判断が大勢を占め、据え置きが承認されたところでございます。

新規項目の設定でございますが、昨年の審議会の中で継続検討としていた新規項目を設定しました。

1つは防除作業、セット動噴についてでございます。

近隣市町では奥州市と栗原市がセット動噴の賃金を設定しております。

一関市の賃金設定について、事務局では奥州市と同額の2,530円と試算したところ、審議会では金額はそのまま補助員を含んだ賃金にすべきとの提案があり、了承されました。

委員会においては、補助員を含むと修正されたことについて、補助員が何名と人数の記載がないのは標準とはならない、他の機械作業賃金に補助員を含むとの記載がなく統一した表現にすべきではないかとの意見があり、賃金の額はそのまま補助員を含むを削除することとしたところでございます。

内容については箱の中に記載をしておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、畦畔草刈作業、自走式畦畔草刈機についてでございます。

近隣市町では、栗原市と登米市が自走式畦畔草刈機の賃金を設定しております。

登米市ではディスクモアと同額にしているとのことでした。

一関市の賃金設定について、事務局では登米市と同額の3,150円と試算したところ、審議会ではディスクモアと同じでは高い、2,500円とすること、ディスクモアも2,500円に引き下げることとの提案があり、了承されたところでございます。

委員会では、そもそも自走式草刈機とディスクモアを比べるのはおかしいとの意見がありましたが、審議会の意見を尊重して審議会どおり承認されたところでございます。

箱の中には近隣市町との比較等を_____に記載しております。

5つ目にその他でございます。

国の米政策について話題となり、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しで、今後5年間水張りをしない農地は交付対象から外す、播種をしない収穫のみの多年生牧草は減額するなどの米政策の転換が予定されております。

この見直しが農業経営に与える影響は大きく、農地集積の減少や遊休農地の増大につながるおそれがあり、農業委員会でも何かアクションを起こすべきだとの意見がございました。

そこで、農業委員会として、国に現場の声を届けてはどうかということになり、意見書という形で要請を行うことを次回総会に提案することといたしたところでございます。

以上のとおりご報告いたします。

ありがとうございました。

以上で「報告第11号」の報告を終わります。

質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第11号の質疑を終わります。

次に、「報告第12号 専決処分報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

2ページをお開き願います。

報告第12号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和4年2月16日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から6ページの第18号までの18件、19名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討

議 長
議 長
局 長

		し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。
議	長	以上で説明を終わります。 以上で「報告第12号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。 (なしの声あり)
議	長	なければ、報告第12号の質疑を終わります。
議	長	次に、「報告第13号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。
局	長	局長より説明いたさせます。 7ページをお開き願います。 報告第13号 農地現状変更届出の報告について、その内容を説明いたします。 このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第5号までの5件、6筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。 なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。 届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が3件、農作業道の整備が2件となっております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第13号」の説明を終わります。 ご質問ございませんか。 (なしの声あり)
議	長	なければ、報告第13号の質疑を終わります。
議	長	次に、「議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。

局 長

8 ページをご覧ください。

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請8件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年12月31日までの10年10ヶ月で物納となっております。

8ページから11ページになりますが、第2号については、貸付人と借受人は親子であり、貸付人が経営移譲年金を継続受給するため農業後継者である借受人に使用貸借権を再設定するもので、貸借期間は記載のとおり令和14年2月28日までの10年間となっております。

第3号については、当該地は譲受人の隣接地となっており、耕作の利便性を確保し経営の安定を図るため贈与により取得しようとするものです。

11ページから12ページになりますが、第4号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

第5号及び13ページ、第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年2月25日までの10年間で、それぞれ物納となっております。

第7号及び第8号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年12月31日までの10年10ヶ月で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

14ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請3件でございます。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年3月1日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第10号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするも

ので、貸借期間は記載のとおり令和7年3月1日までの3年間で、物納となっております。

15ページをご覧ください。

第11号については、当該地は譲渡人の自宅から離れたところに位置しており、耕作不便であることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第12号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

以上12件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第37号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査報告をお願いします。

17番
松岡 千賀子 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年2月14日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 菅原委員、そして私 松岡です。

農地利用最適化推進委員 佐藤委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事です。

報告内容、第1号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

4番
小澤 仁 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年2月10日、木曜日、午後1時30分より、現地調査員 私 農業委員 小澤、農地利用最適化推進委員 及川委員、佐藤委員、支所職員 後藤、千葉の両名でございます。

報告内容、第9号から第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査しました結

議 長
5 番
佐藤 繁 委員

果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和 4 年 2 月 10 日、木曜日、午前 9 時 30 分より行

っております。
現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、千葉委員、渡邊委員。

事務局職員 千葉主査、支所職員 金野産業建設課主事。

報告内容、第 12 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ごさいませんか。

議 長

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

議 長

よって、「議案第 37 号」を可と決めます。
次に、「議案第 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局 長 補 佐

局長補佐より説明いたさせます。

16 ページをお開き願います。

議案第 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

議 長

18番

佐々木 栄一 委員

本議案に係る申請は、藤沢地域に係る1件です。

第1号は、申請人が家畜防疫対策として駐車場及び通路を設置するため転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、農業施設用地に用途変更することにより農業用施設への転用が可能となります。

本来であれば、用途変更後に転用申請すべきものですが、防疫対策を早急に進めるため、用途変更の申出と転用許可申請を並行して行うものです。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第38号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、藤沢地域担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年2月10日、午後1時30分より行いました。

現地調査員は農業委員 私 佐々木でございます。

農地利用最適化推進委員 伊藤、佐藤兩名でございます。

事務局職員 千葉主査、支所職員 佐藤産業建設課主事でございます。

報告内容につきましては、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、藤沢支所から南西に約7.9kmの位置にあり、周囲は北及び南側が公衆用道路、東側が宅地、西側が農地となっている。

申請人が駐車場及び通路を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第38号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

17ページをお開き願います。

議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請8件です。

第1号から第3号までは同一事業で、譲受人が宅地分譲8区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

18ページをお開き願います。

第4号から第6号までは同一事業で、譲受人が宅地分譲3区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

19ページをお開き願います。

第7号は、譲受人が共同住宅2棟を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が従業員用駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は都市計画区域内の第二種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第9号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

20ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請4件です。

第10号は、借受人が岩石採取場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第11号は、譲受人が自己住宅用駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第12号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

21ページをお開き願います。

第13号は、借受人が農業用倉庫を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第14号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、一関市役所室根支所から500m以内に存在する農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第15号は、譲受人が家畜防疫対策として駐車場及び通路を設置するため転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、先ほどの4条と同じでございまして、農業施設用地に用途変更することによって転用が可能となるものでございます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、15件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第39号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

17番
松岡 千賀子 委員

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日等は3条と同じですので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号から第3号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が市道及び農地、東側が宅地、南側が宅地及び農地、西側が農地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第4号から第6号、申請地は、JR一ノ関駅から西に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路及び宅地、東側が用悪水路、南側が道、西側が農地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続する予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第7号、申請地は、一関インターチェンジから北東に約270mの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側が宅地、南側が市道、西側が農地となっております。

申請人が共同住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第8号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が宅地、南側が農地、西側が雑種地となっております。

申請人が従業員駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第5条現地調査報告、花泉地域。

現地調査日、令和4年2月10日、現地調査員、農業委員 私 小澤、農地利用最適化推進委員 及川委員、佐藤委員です。

支所職員は、先ほどの3条の時は千葉主査が同行しましたが、今回は後藤主任だけでございました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第9号、申請地は、JR花泉駅から北東に約3.8kmの位置にあ

議 長

4番
小澤 仁 委員

議 長
5 番
佐藤 繁 委員

り、周囲は北側が宅地及び農地、東側が水路、南側が原野、ため池及び農地、西側が山林となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛をいたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第10号について、申請地は、J R 千厩駅から南に約1.4kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側が山林、南側が市道となっております。

岩石採取場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はない。

第11号、申請地は、千厩支所から北西に約340mの位置にあり、周囲は北及び東側が原野、南側が山林、西側が市道となっている。

申請人が駐車場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第12号について、申請地は、J R 千厩駅から北東に約4.1kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東及び南側が農地、西側が現状雑種地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

第13号について、申請地は、千厩支所から北西に約3.8kmの位置にあり、周囲は北及び南側が農地、東側が市道、西側が山林となっている。

申請人が農業用倉庫及び駐車場等を建築・整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法第5条現地調査の報告をいたします。

議 長
12番

藤原 美喜男 委員	<p>現地調査日につきましては、令和4年2月10日、午後2時より行っています。</p> <p>農業委員につきましては千葉委員、それから私藤原、農地利用最適化推進委員につきましては小松委員、支所職員につきましては小原産業建設課主任技師でございます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。</p> <p>第14号、申請地は、室根支所から南に約370mの位置にあり、周囲は北、南及び西側が農地、東側が市道となっております。</p> <p>申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
18番	<p>第5条の現地調査の報告をいたします。</p>
佐々木 栄一 委員	<p>調査日、調査員につきましては3条と同様でございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。</p> <p>第15号、申請地は、藤沢支所から南西に約4.3kmの位置にあり、周囲は北及び西側が用悪水路、東及び南側が市道となっている。</p> <p>申請人が駐車場として整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>ございませんか。</p>
議 長	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p>

		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第39号」を許可相当と決めます。
議	長	次に、「議案第40号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		22ページをお開き願います。
		議案第40号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明します。
		次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。
		本議案に係る申請は、大東地域に係る1件です。
		第1号は、令和3年7月30日付けで、一関遊水地事業の工事に使用するブロック製品置き場の代替駐車場として利用するため一時転用許可を受けていましたが、新たな公共工事に伴うブロック製品を受注したため、転用期間を延長するものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第40号」の説明を終わります。
		審議願います。
		ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第40号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決める方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第40号」を許可相当と決めます。
議	長	次に、「議案第41号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		23ページをお開き願います。
		議案第41号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。
		一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法

第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

24ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が48件、所有権移転が5件、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式が17件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から28ページの第8号までの8件は、一関地域に係る申請です。

第9号から42ページの第34号までの26件は、花泉地域に係る申請です。

第35から43ページの第37号までの3件は、大東地域に係る申請です。

第38号から第39号、こちらは44ページまで続いておりますけれども、こちらの2件は、東山地域に係る申請です。

第40号から46ページの第45号までの6件は、室根地域に係る申請です。

47ページをお開き願います。

第46号から第48号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

48ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号は、大東地域に係る申請です。

第3号から49ページの第5号までの3件は、藤沢地域に係る申請です。

50ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から51ページの第14号までの14件は、一関地域に係る申請です。

第15号から第17号までの3件は、千厩地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第41号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定 第1号について、14番 佐藤 宗雄 委員が、第35号について、23番 鈴木 勝 委員が、第42号、第43号について、15番 千葉 綾雄 委員が、所有権移転 第3号について、18番 佐々木 栄一 委員が、農業委員会等に関する法律第31

議 長

条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第41号」について、貸借権設定 第1号、第35号、第42号、第43号、所有権移転 第3号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

よって、「議案第41号」について、借権設定 第1号、第35号、第42号、第43号、所有権移転 第3号を除き可と決します。

議 長 次に、「議案第41号」貸借権設定 第1号について審議いたします。

佐藤 宗雄 委員は退室願います。

(午後2時24分 退室)

議 長 審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第41号」貸借権設定 第1号について、可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。

よって、「議案第41号」貸借権設定 第1号を可と決します。

佐藤 宗雄 委員は入室願います。

(午後2時25分 入室)

議 長 佐藤 宗雄 委員に申し上げます。

「議案第41号」貸借権設定 第1号は可と決しました。

議 長 次に、「議案第41号」貸借権設定 第35号について審議いたします。

鈴木 勝 委員は退室願います。

(午後2時25分 退室)

議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第41号」貸借権設定 第35号について、可と決する方は 挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第41号」貸借権設定 第35号を可と決します。 鈴木 勝 委員は入室願います。 (午後2時26分 入室)
議	長	鈴木 勝 委員に申し上げます。 「議案第41号」貸借権設定 第35号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第41号」貸借権設定 第42号、第43号について審 議いたします。 千葉 綾雄 委員は退室願います。 (午後2時27分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第41号」貸借権設定 第42号、第43号について、可と決 する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第41号」貸借権設定 第42号、第43号を可と決 します。 千葉 綾雄 委員は入室願います。 (午後2時28分 入室)
議	長	千葉 綾雄 委員に申し上げます。 「議案第41号」貸借権設定 第42号、第43号は可と決しまし た。
議	長	次に、「議案第41号」所有権移転 第3号について審議いたし ます。

		佐々木 栄一 委員は退室願います。 (午後 2 時 28 分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 41 号」所有権移転 第 3 号について、可と決する方は 挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 41 号」所有権移転 第 3 号を可と決します。 佐々木 栄一 委員は入室願います。 (午後 2 時 29 分 入室)
議	長	佐々木 栄一 委員に申し上げます。 「議案第 41 号」所有権移転 第 3 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 42 号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 52 ページをお開き願います。 議案第 42 号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容 をご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、 意見を求めるものです。 54 ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が 6 件です。 第 1 号から第 4 号までの 4 件は、一関地域に係る申請です。 第 5 号は、花泉地域に係る申請です。 第 6 号は、川崎地域に係る申請です。 以上、申請の内容については記載のとおりです。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和 要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
局 長 補 佐		
議	長	以上で説明を終わります。 以上で「議案第 42 号」の説明を終わります。 総会の時間がただいまで 1 時間になりましたので、コロナの関

		係で若干休憩に入ります。 (午後 2 時30分 休憩) (午後 2 時38分 再開)
議	長	休憩中の会議を再開いたします。
議	長	「議案第42号」の説明が終わりましたので、貸借権設定 第1号について、11番 山本 佳範 委員が、第5号について、22番 佐藤 多賀幸 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		ございませんか。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第42号 農用地利用配分計画案に係る意見について」第1号、第5号を除き許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第42号」第1号、第5号を除き許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第42号」第1号について審議いたします。 山本 佳範 委員は退室願います。 (午後 2 時40分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第42号」第1号について、許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第42号」第1号を許可相当と決します。 山本 佳範 委員は入室願います。 (午後 2 時41分 入室)
議	長	山本 佳範 委員に申し上げます。

議	長	「議案第42号」第1号は許可相当と決しました。 次に、「議案第42号」第5号について審議いたします。 佐藤 多賀幸 委員は退室願います。 (午後2時41分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第42号」第5号について、許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第42号」第5号を許可相当と決します。 佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午後2時42分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第42号」第5号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第43号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交代承認について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 55ページをお開き願います。 議案第43号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。 土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。 56ページをお開き願います。 本議案に係る申請は1件で、花泉地域に係るものです。 新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。 以上で説明を終わります。
局 長 補 佐		
議	長	以上で「議案第43号」の説明を終わります。 なお、22番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたします。

		佐藤 多賀幸 委員は退室願います。 (午後 2 時 43 分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 43 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」承認される方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 43 号」を承認いたします。 佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午後 2 時 44 分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第 43 号」は承認されました。
議	長	次に、「議案第 44 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 57 ページをお開き願います。
局 長 補 佐		議案第 44 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は 4 件で、千厩地域 2 件、東山地域 1 件、藤沢地域 1 件です。 いずれの案件も、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 44 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 最初に千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。 千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員については 3 条と同じですので割愛い
5 番		
佐藤 繁 委員		

たします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第1号について、申請地は、JR千厩駅から北東に約4.1kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東及び南側が農地、西側が道となっている。

平成9年9月から宅地及び駐車場として利用していたものであり、既に農地性は失われている。

第2号について、申請地は、JR千厩駅から北東に約4.1kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側が原野、西側が道となっている。

平成9年9月から敷地内通路として利用していたものであり、既に農地性は失われている。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年2月10日、木曜日、午前9時10分より、現地調査員、農業委員 佐藤と私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉、渡辺、小野、支所職員 中舘が実施しました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR岩ノ下駅から東に約2.6kmの位置にあり、松川字地蔵平12-5の周囲は、北及び東側が農地、南及び西側が道となっている。

同18-3の周囲は、北及び西側が農地、東及び南側が宅地となっております。

地蔵平12-5については、昭和60年頃より農機具格納庫及び駐車場として利用、地蔵平18-3については、平成13年頃から擁壁及び排水路が設置されており、既に農地性は失われております。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の現地調査の報告をいたします。

現地調査日、調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

議長

24番
鈴木 弘也 委員

議長

18番
佐々木 栄一 委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、藤沢支所から南西に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側及び西側が農地、南側が現況市道となっている。

昭和35年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

市道が現況でございますけれども、拡幅改良事業がございまして、図面等を見ますと少々戸惑うこともあるかと思いますが、買収済み等々がございましたので、図面もそのようになっているものでございます。

議

長

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第44号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第44号」を可と決します。

議

長

次に、「議案第45号 令和4年度農作業標準賃金の設定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

59ページをご覧願います。

議案第45号 令和4年度農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。

令和4年度農作業標準賃金を別紙のとおり設定することについて、議決を求めるものです。

60ページにその標準賃金表がありますので、ご確認をお願いいたします。

農作業標準賃金は、農作業の臨時雇用賃金や請負作業料金などの適正水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進す

るため定めるものであり、担い手の育成や農業経営の安定的発展に適切な額であること、受委託農家の双方に理解が得られるものであることを基本として毎年度、農業委員会が作成しているものです。

令和4年度の農作業標準賃金については、2月4日に各地域の受委託農家などから構成する農作業標準賃金審議会での審議、その後2月8日の農政専門委員会の審議を経て調整したのになります。

内容につきましては、農政専門委員長の報告にあったとおりでございます。

令和3年度との変更点について確認をいたしますが、人力の部について、人力作業の賃金を6,700円から6,900円に引き上げ、機械の部で、畦畔草刈作業の自走式畦畔草刈機の標準賃金2,500円を新設、同じく防除作業のセット動噴の標準賃金2,530円を新設、牧草作業でディスクモアの標準賃金3,150円を2,500円に引き下げ、以上4点になります。

機械の部の標準賃金については、平成26年度からほぼ据え置きの状態が続いております。

受託者側からは強く引き上げを求める意見がありますが、コロナの影響により令和2年、3年と続く農産物価格の低迷、米価の下落など経済活動の停滞により、委託者側の理解が得られない状況です。

引き上げについては、近隣他市の動向も見ながら今後の検討ということになります。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

以上で「議案第45号」の説明を終わります。

審議願います。

まず審議会で審議されて、その決定については尊重したいと思っておりますし、私自身農政委員ということで、こういうところで発言することは、いささか心苦しいところはありますが、いずれ、農業委員という立場で受託者、委託者双方の立場に立って客観的なつもりで今日、意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

先ほど、事務局長がおっしゃったとおり、平成26年からずっと据え置きできております。

議 長

7 番
佐藤 想司 委員

私自身、農業法人をやっておりまして、受託ももちろんしますが、委託しているのも結構あるんです。

とても面積的にこなせないので、周りの機械を持っている人に作業を委託したり、あるいは地元の機械利用組合に作業を委託したり、その機械利用組合の役員もしています。

それで、実際、今のこの価格水準ですと機械の更新ができません。

本当に大変な状況です。

この理由の中で、最初、農政専門委員長が申し上げたとおり、いずれ米も安いからとか、そういう理由になりますけれども、この米、上がりますか、上がらないですよ。

ずっと据え置きが続いて受託者委員から毎年据え置き、3%もずっと据え置き、これは異常ではないですか。

もう皆さん、テレビでご承知のとおり、もう燃料価格は暴騰してきていますし、4月以降は消費者物価も2%から3%上がると言われています。

もう、いずれ全て上がっています。

それで、なおかつコロナがあるからということで、同じ農業者だからということで、この受託価格をずっと据え置いてきた。

どのタイミングで上げるんでしょうか。

私は、これはちょっとある意味理不尽だと思います。

私は、この案件について、1人でも反対します。

満場で決めるということは農業委員会としての良識に反すると私は思っています。

そういうわけで、私はこれには反対いたします。

以上。

これについて、農政専門委員長。

今、佐藤さんが申し上げたことは委員会の際にもそのとおりでございます。

それで、私どももちろん農業者でありますし、また、経営者であるわけですがけれども、いずれ、悩みは同じでございます。

ただ、頼む方と引き受ける方両方同数で参加した中で、内容的には先ほど報告したような結論になってしまったと。

ただ、農業を守るのは誰なんだというふうな部分で見れば、受託者目線で当然考えなければ農業が続かない、そういう意味で、佐藤さんがご発言されたことはそのとおりでございます。

議 長
農政専門委員長

私もその目線に立てば当然そういった考えを持っているわけですが、現実的に同数の中で審議した場合、やはり最終的には採決というふうな形になってしまって、結果が先ほど申し上げたような内容になってしまったと。

ただ、国の政策自体、次の46号の議案にもございますけれども、いずれ農業者としてしっかり経営できるような、経営が安心できる、あるいは安定的に経営できるというふうな、そういった環境を作るのが農政に携わる方々、国会議員を含めて、そういった役割を持っていると私は思っております。

そういったことから、農業委員会とすれば、まずは自分たちの周辺に対する意見もそのとおりですが、上層部に対してしっかり、佐藤さんがお話しされたようなことを中心にして意見を出して、そして、我々も頑張っているんだよというふうな姿勢は市、あるいは県、国を含めてしっかりと意見を述べていかなければならないだろうと、そういう目線でお話はしているつもりでございます。

ご理解いただければというふうに思います。

議 長

ありがとうございました。

ただいま佐藤 多賀幸 委員には審議会の内容についてご説明がございました。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第45号 令和4年度農作業標準賃金の設定について」、可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手多数と認めます。

よって、「議案第45号」を可と決します。

16番
及川 治雄 委員
議 長

今の標準賃金でちょっと関連で聞きたいことがあるんですけども、決定事項ではなく聞きたいことがあるんです。

聞きたい事項というのはどこですか。

16番
及川 治雄 委員

セット動噴の意味です。

セット動噴という意味がわからないので。

議 長 16番 及川 治雄 委員	議 長 農政専門委員長	<p>セット動噴、それでは農政専門委員長、セット動噴がどういう機械かわからないそうですので、説明をお願いします。</p> <p>また、農家の方も、ちょっとこれら理解し難いので、その辺は注釈を加えるべきかと思えます。</p> <p>新規と書かれていますから。</p> <p>佐藤委員長、セット動噴というのは、どんな格好をして、どういうものか説明をお願いします、わからないということです。</p> <p>議案書以外の中身について。</p> <p>いずれ、セット動噴というのは、一般的に自走式でエンジンで、ホースを巻いたり、あるいは人は1人必要ですけれども、あとは自動で_____というふうな、リモートでもできますが、そういったものだというふうに思いますし、あるいは人によっては、一般的にはそういうふうなセット動噴についての話は_____いますし、あとは人によってはトラックの上に、エンジンはついているけれども、自走できないものである、あるいは<u>動力がついている</u>、同じような理屈で散布できるというふうな、そういったものだろうというふうに思っております。</p> <p>一般的には自走式かなと、このように思っています。</p> <p>それに伴って引っ張る人とか、あるいは操作をして_____、そういった人が必要になってくるので、先ほど申し上げたようなご意見があったということでございます。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>了解ですね。</p> <p>次に、「議案第46号 令和4年度の水田農業政策に関する意見書の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p> <p>61ページをご覧ください。</p> <p>議案第46号 令和4年度の水田農業政策に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、令和4年度の水田農業政策に関する意見書を決定することについて、議決を求めるものです。</p> <p>農政専門委員長の報告にもありましたとおり、農政専門委員会で令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しについて、農</p>
------------------------	--------------------	---

業経営への影響が大きく、農地の集積・集約を進める、あるいは遊休農地の発生防止・解消を進めるという農業委員会の立場から見過ごしにはできないという意見があったことから、意見書という形で総会に上程することにしたものです。

意見書を読み上げまして提案といたします。

意見書をご覧ください。

議案第46号、令和4年度の水田農業政策に関する意見書。

令和4年度国の農林水産予算に係る水田農業政策については、水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上と地域の特色を生かした産地づくり等を支援するとしています。

しかし、今般の水田活用の直接支払交付金の見直しにおいて、今後5年間で一度も水張りが無い水田は対象外、多年生牧草は播種せず収穫のみは減額、飼料用米などの複数年契約は加算措置の対象外などの内容が示されました。

突然の見直しに、これまで国の減反政策に協力し、積極的に転作を進めてきた農業生産者からは、不安と戸惑いの声が聞かれます。

今後多くの生産者が受給対象から外れて、大幅な収入減により農業の継続が難しくなると予想され、農地集積の後退とともに遊休農地の増加が懸念されます。

つきましては、地域農業の振興や生産現場の意見も踏まえた運用となるよう、下記のとおり要望します。

1、水田活用の直接支払交付金の見直しにあたっては、生産現場の意見を十分に配慮しかつ慎重な検討を行うこと。

2、安全安心な食料生産の継続と農業所得増加に向けた支援を行うこと。

以上、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年2月25日、岩手県一関市農業委員会。

内閣総理大臣 岸田 文雄 様、財務大臣 鈴木 俊一 様、農林水産大臣 金子 原二郎 様。

説明は以上になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

以上で「議案第46号」の説明を終わります。

審議願います。

この県の水田の活用について、5年間水張りをしないと補助金

議 長

14番

佐藤 宗雄 委員

の対象から外しますという項目があります。

実を申しますと、牧草もそうでしょうけれども、花卉、リンドウは苗を植えてから大体翌年から花を_____ですね。

5、6年、花を取るわけですが、管理が良ければ。

そうすると、もう5年間過ぎてしまう、そうすると補助金対象から外れるということであれば、一律に5年というのはちょっとやっぱりおかしいのではないかと、こういうことで、これを是非要請をお願いしてもらいたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

4 番

この令和4年度の水田政策に関する意見書というのは、本日、私はかなり関心を持ってきたわけですが、私が農政推進員で担当しているところが約20件あるんですけども、いろいろ配布物を配って歩きますと、皆さんもそうなんでしょうけれども、大変お叱りを受けまして、どうするのだというようなお話を頂戴しておりました。

小澤 仁 委員

以上、3点をちょっと質問をしたいのですが、水張りがいいましても、水を張ればいいものではなくて植えなければならない、その種代は誰が払うんですかと。

本当はこれを仮にこのままの状態を進めると管理ができないので荒れ地になれば地目変更と、要するに転用ですね、転用を、あまり_____ではないんですけども、面倒くさいから転用してしまえということで、農業委員会で処理しきれないぐらいの案件が上がってくるのは、これは甚だ想定範囲内であると思います。

その中で、2点目としては、この意見書がやっぱりどうも事務局でつくったものなので弱いんですね、記載内容が。

例えば、大幅な収入減により農家の継続が難しくなると予想されるのではなくて避けられないんですよ。

次に、遊休農地の増加も懸念されますというのは、これは否めないということです。

やっぱりもうちょっと厳しく書かないと本来の意見というのは通らないのではないかなど。

例えば、具体的な項目で、十分に配慮して、かつ慎重な検討ではなくて積極的な検討をやらないとだめなんです、慎重に検討したのではだめなんです。

議長

そういったことで、もうちょっとこの意見書自体を精査して、厳しく書いた方がいいのではないかと思います。

これは私が回っているところのみならず、地域内からもこれに関して毎日のようにいろんな人から言われて困っています。

3点目ですが、会長さんの方でこの問題について、市長さんとか議長さんと膝を交えて本気になって協議されたのかどうか、意見交換されたのかどうか、この3点を伺いたいと思います。

それでは、まず私の方から。

市長と議会のどなたかとかと協議したのかということについては、私は市長とはまだ協議しておりません。

もう議会に入ってしまったので。

それから、議員さん方としては、千厩地域でやはりこの問題で、こんなのでは農家はだめになるんだということで、特に千厩地域の千田幹雄委員が中心となったり、室根の千葉委員さんとか千厩の佐藤委員さんとか、そういう人たちが中心になりまして、千厩の小梨地区の会場をお借りして、自民党の藤原崇議員、それから千厩地域の市の議員さん方、室根の議員さんというふうにも参加させていただきまして、いろいろと要望を出しましたので、それはそれとして、やはり厳しいんだよと、農業はこれではやっていけないよということで出しましたので、それはやはりあとは上の人たち、要するに国会議員の先生方がどう判断するのかなというところでございます。

以上です。

局長

1点目は、水張りをした時に種代は誰が払うという話ですか。

それは農業者が払うことになるんだと思います、今のままですと。

今言えることは、いずれ転作しているところを田んぼに戻す、水張りをして苗を植えるという、その種代はその田んぼの農業者が払うのだと思います。

あと2点目のこの意見書の書き方といいますか、表現といいますか、言葉の選択、それについては、それも含めてこの総会での皆様方のご意見も頂戴して、変更するのであれば変更した上で意見書の方は提出をしたいと思いますので、ご審議の方をお願いをしたいと思います。

以上です。

議長

あとはございませんか。

20番
遠藤 勝幸 委員

この政策に対してですけれども、一番危惧しているのは、危惧しているというか、全部が全部ですけれども、実際この政策をやっていくと遊休農地が増えたり、それから受け手がなくなる、条件不一致なんかは余計そういうふうな形になると思います。

よって、今進めている人・農地プラン、これに逆行するような施策ではないかとうふうに思われますので、その辺を是非明記していただきたいというふうに思います。

議 長

局長、よろしいですね。

ございませんか。

なければ、参考に8番の千田 幹雄 委員さん、今までのこういう活動の取り組みについて、皆さんにご披露してもらえれば、この文言でいいかどうかは皆さんがわかると思いますので、よろしく。

8番
千田 幹雄 委員

先ほど、会長の方から話がありましたように、千厩の方では1月7日の日ですけれども、国会議員さんをお呼びしまして、いろいろ現場の声を聞いていただきたいということの中で設定しまして、先ほど言われた方々にそれぞれご出席いただきながら現場の声を届けたわけです。

その後、1月24日、27日に別の国会議員さん、先にやったのは自民党ですけれども、そのあとは立憲民主党の国会議員さんにもおいでいただきまして、私の方にも聞かせてくれないか、現場の声をということで申し入れがありましたので、そちらの方々にもいろいろ、千厩の法人の代表が集まって話しております。

そんな中で、やはり意見書という成文を出した方がいいのではないかということの中で、実は千厩の法人、2つの組合の連名で意見書を出してございます。

一関の市議会の方に要請というふうなことで、国に意見書を出してほしいということの中で2月14日締め切りだったんですけれども、その中に要請を出しまして、22日審議にかかったはずで

す。そういうふうな流れでやっけていまして、いろいろ表現的には、先ほど、本日出された意見書の表現もあるんですけれども、表現には厳しいとか、あまり厳しい内容をやると、これは厳しすぎるから取らない可能性があるから少し和らげてほしいとか、いろいろアドバイスをいただきながら、3回ぐらいファックスでやったり取ったりしながら修正しながら出した経過があります。

その中で、問題はやはり言葉もそのとおりですけれども、それよりも各方面からいっぱい請願なり何なりが出ることの方が大事なのではないかなということの中で、私のところにも北海道のところから出たもの、あれは岩手県の中央会とか全農ですか、この辺から出された意見書もファックスで届いています。

そういった中で、とにかく内容は皆さんおっしゃるとおり、いろいろ厳しいのはみんなわかってきていると思うんですけれども、その声をとにかくいっぱい出して、塵も積もれば山となるということの中で、いっぱい出すことによって国会議員たちがある程度理解を得る、中身をいちいち恐らく読んでいないですから。

また来たな、また来たなということで、とにかくいっぱい上げてやるのが一番ではないかというふうに思っています。

岩手県の国会議員であれば藤原崇議員さんからは3回ぐらい回答が来ています。

その中で、やっぱりやることによっていろいろ中身については回答が来るようでございますので、ただ、これを覆すとか、そういうのではなくて、今後に結びつけることになるのかなというふうに思いますので、やっぱりみんなで声を出していくのが一番ではないかなというふうに思っています。

そういうことで、私の方では進めます。

ありがとうございました。

そのほかございませんか。

それでは、大体出たようですので、この中身でまず出してみようというのが、今、千田委員さんから出された、要するに昔、何十年か前にやっぱり声がいっぱいなると山は動いたという女性の国会議員がいたように、やはりみんなの声をまず上げるというのが私としては大事ではないかと。

文言は厳しいから取るとか取らないではなく、まず頭数をそろえて、いっぱいみんな、反対なら反対だという意思表示をした方がいいのかなと私も個人的には思います。

この文言でどういたしますか、そのままでもいいですか。

さっきの5年の話、水張りの、4年から8年間水を張らないで作物を作りなさいよと、水田だからという説明を市役所からあつたんですが、これは国で決めたんですか、国で決めたんですね。

これは2枚目のに書いてあるとおり。

これは国で方針を決めているわけでしょう。

議長

14番
佐藤 宗雄 委員

議長
14番

佐藤 宗雄 委員

さっき私が質問したのは、リンドウは5年では終わらないですよ、6年、7年かかるんですよ。

なのに、何で5年で切るんですかということをお願いなんです。

わかっている人が作ったのかどうか、それまで厳しく言うと話にならないのではないのかということをお願いなんです。

議 長

リンドウの件についても、今、千田さんが言ったように、その場で私も、リンドウというのは、例えばこの地域はリンドウの花を作っている人が多いので、一番最初にやはり_____が終わって、私もリンドウ農家とつきあいがございまして、そういう部分は十分わかっていますので、_____こうなんだと、これではだめなんだと藤原先生にも喋っております。

例えば、牧草なんかも5年取ったらまたやらなければならない、大体牛というのは草食動物だよと、トウモロコシ、_____本来の姿ではないのではないかとか、そういうのを話しておりますので、委員さん、_____十分にわかります。

8番

すみません、私の方からわかる範囲内で。

千田 幹雄 委員

5年間というか、やっぱりその部分についても何回も何回も質問しています。

そんな中で、水田に対する回答が、既に畑地化として定着しているものについては、必ず水をやるということではありませんという回答でした。

それは各地域の判断でということで、この各地域というのは何ですかとまた質問してやったら、わかっているやっただすけれども、これは恐らく地元の再生協ですね、再生協の方にそういった部分についてちゃんと検討するようというふうなことでしたので、これは国_____ではなくて地域の再生協の方に要望すべきではないのかなと。

_____やっぱりみんなでそういうのはちょっと難しいよと、そのために何とかしてほしいというような声を上げていく必要があるのではないかなというふうに判断しました。

それで、今言ったように、ついでなんですけれども、水張りですね、これは当然どこでも問題になっているようでございまして、一番は苦勞のないのと要請のないの、これについてはもう平成27年から言っているものですから、それは守ってくださいねということでしたが、これも本当はよくよく突き詰めていくと、や

っぱり知らない人が作っているんですね、農業をやったことがない人が現実には作っているということもありまして、ただ、それを我々は言えないこともありまして、国会議員さんたちもそのとおりなんですなんては言うのだけれども、ただ、非常に矛盾している話ですが、それは前から言っているのだから言っていることは守ってほしいということのようでした。

そういうことで、今言った5年に一回の水張り、それは掌を返したように、田んぼの土と畑の土はすぐ替えられないのだから、そんなこと無理ですよというふうなことも当然話しています。

だから、そこら辺はいくらかでも国会の先生方にわかっていただけたのではないかなというふうに思っていますけれども。

7番
佐藤 想司 委員

この件はすごく農業者にとっては深刻な問題なので、それに反するような意見というのは恐らくないと思うんですが、せっかくやるのであれば、実は広報委員会なんかでは4月の広報にこの決議文が、今日採択されれば出すという方向で検討しております。

農業新聞なんかを見ると、毎日とは言いませんが、いろんな団体もやはり同様の決議を出して上げています。

もし、農業委員会としてこういうこと、あまりほかの農業委員会ではちょっと見ないので、マスコミに対して知らしめて、世論喚起に利用していった方がいいのではないかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

議 長

それでは、この文言について、一応このとおりでいいと思う方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数ですので、「議案第46号 令和4年度の水田農業政策に関する意見書の決定について」を可と決する方は再度挙手願います。

(挙手満場)

議 長
議 長

挙手満場でございますので「議案第46号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第6回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

どうも、ご協力ありがとうございました。

(午後3時27分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員